

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

井手町のハザードマップによると、井手町商工会が立地する木津川流域の市街地において、5 mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の50%を超える範囲で5 m以上の浸水が予想されている。また、製造業が立地をする木津川沿いの多賀北部地区、井手玉水地区、北区、南区において、最大で5 mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

井手町のハザードマップによると、山間の井手上井手地区一帯は、土石流警戒区域であるため、地滑りが発生し土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションのJ-SHIS Mapによると、南海トラフ地震等の震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われており、多くの人的被害、建物被害が予想される。

(その他)

町内の木津川流域では、これまでも数々の水害に見舞われており、特に、平成25年の台風18号において大雨警報、特別警報が発令され、87世帯261名を対象に避難勧告を発令し、54世帯120名が避難した。この台風により、井手町では建物内浸水等6棟、自動車浸水2台等の被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※防災関連サイト（参考）

- ・ 地震情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- ・ 京都府ホームページ
(地震・津波対策のページ)
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/jishinbtaisaku.html>
(京都府内最新の感染情報)
<https://kyoto.stopcovid19.jp/>
- ・ 井手町ホームページ（防災/避難所・ハザードマップのページ）
http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/soumu/ansin_anzen/hazardmap/index.html
- ・ 地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・ 新型インフルエンザ等対策（内閣官房）
<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 306人
- ・小規模事業者数 301人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	製造業	58	55	木津川沿いに多い
	建設業	65	65	井手地区（町内南部）に多い
	小売・卸売業	67	66	町内市街地に多い
	サービス業	89	88	町内に広く分散している
	その他	27	27	町内に広く分散している
		306	301	

(3) これまでの取組

1) 井手町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・水害、土砂災害ハザードマップ、地区ごとのマイ防災マップの整備
- ・井手町商工会との間で平成14年に「災害時における物資の供給協力に関する協定書」を締結している。
- ・井手町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・井手町中小企業等休業要請支援給付金の支給
- ・新型コロナウイルス感染防止対策支援事業
- ・井手町中小企業応援給付金の支給
- ・非接触赤外線体温計給付
- ・その他新型コロナウイルス感染症に関する施策の実施

2) 井手町商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・京都府 BCP 策定支援ワークショップ等、各種 BCP 策定セミナーの周知
- ・(株)京都あんしん保険と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・井手町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・井手町商工会との間で平成14年に「災害時における物資の供給協力に関する協定書」を締結している。
- ・新型コロナウイルス感染症被害に係るアンケート、ヒアリングの実施。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援策に係る情報提供。
- ・新型コロナウイルス感染症被害等に対する行政等への支援要望。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援補助金等申請に係る中小事業者への支援。

II 課題

現状では、緊急時の取組について井手町と井手町商工会の間で具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、事業継続計画等の支援経験が少なく、事業継続計画等について事業者に対する助言や保険・共済に対する助言を行える井手町商工会経営指導員等職員が不足している。さらに事業所に対しても事業継続計画等作成の重要性が認識されていない、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性、補助金・給付金情報、金融情報を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、井手町商工会と井手町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 実施期間中、BCP 等策定事業者支援件数の目標を以下の表の通りとする。

事業年度	策定目標（事業者数）		
	BCP（簡易なものを含む）	事業継続力強化計画	合計
令和３年度	2	2	4
令和４年度	2	2	4
令和５年度	2	3	5
令和６年度	3	3	6
令和７年度	3	4	7

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年7月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・井手町商工会と井手町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・事業所に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）、事業継続力強化計画等の作成支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、3密（密閉、密集、密接）の回避、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。さらに商工会職員との勉強会、連絡会等の機会を設け、情報交換等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業継続力強化支援協議会（構成員：井手町商工会、井手町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、井手町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

5) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・井手町商工会は、令和3年6月に事業継続計画を作成。（別添）

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を井手町商工会と井手町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい・検温等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、井手町における感染症対策本部設置に基づき井手町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・井手町商工会と井手町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・地区内 20 件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 3 件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 3 件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、井手町商工会と井手町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

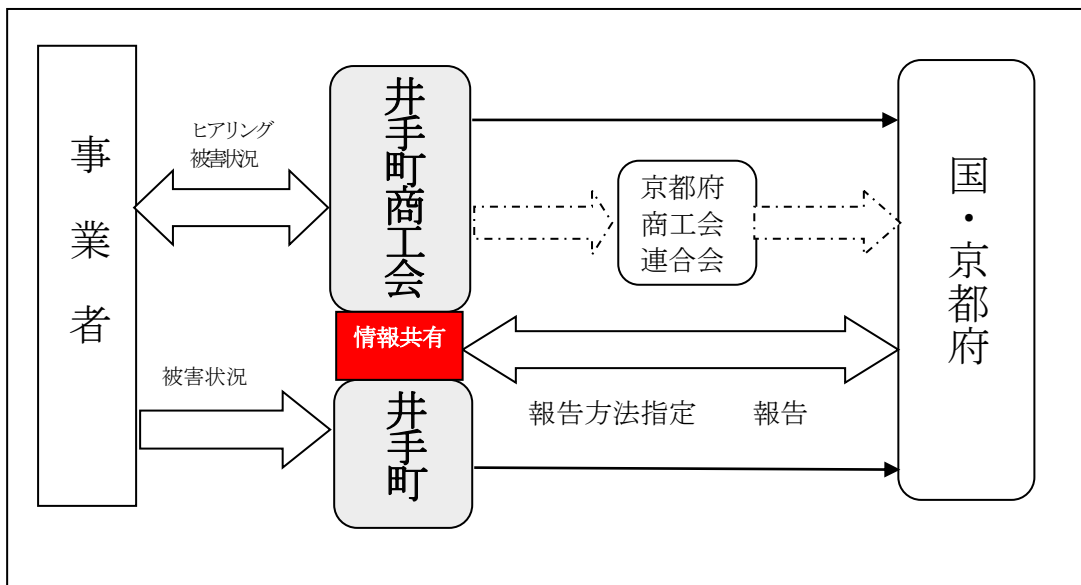
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	3 日に 1 回共有する（復帰目途まで）

- ・井手町で取りまとめた「井手町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。被害状況によるライフライン等の復旧程度にもよるが、電話（携帯電話も含む）や FAX（回答様式作成）による確認を中心に行い、これらが不可能であれば直接現地を訪問し、ヒアリングを行うことで被害状況の把握を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・井手町商工会と井手町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・井手町商工会と井手町が共有した情報を、京都府の指定する方法にて井手町商工会又は井手町より京都府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や京都府からの情報や方針に基づき、井手町商工会と井手町が共有した情報を京都府の指定する方法にて井手町商工会又は井手町より京都府へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、井手町と相談する（井手町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や京都府、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象に売上状況や仕入状況、資金繰り、風評被害、顧客や従業員への感染予防取組状況等のヒアリングやアンケートを実施すると同時に支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府及び京都府商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

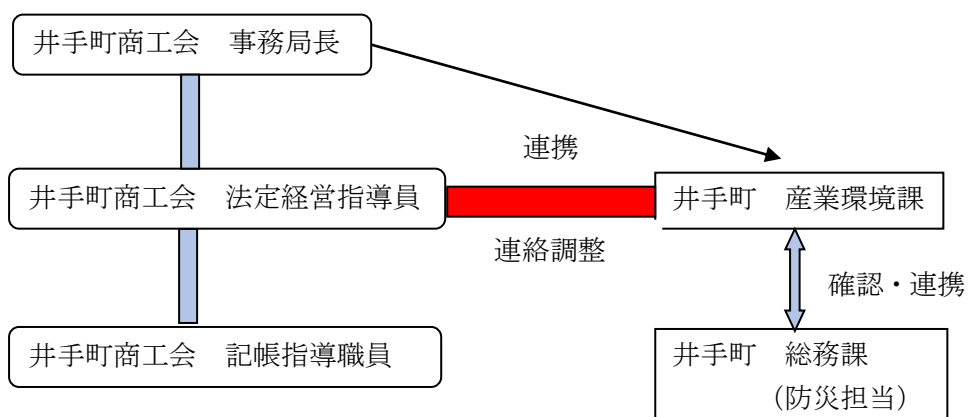
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2025年3月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 吉岡 大介 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

井手町商工会

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3

TEL: 0774-82-4073 / FAX: 0774-82-5410

E-mail: ide-sci@kyoto-fsci.or.jp

②関係市町村

井手町 産業環境課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町井手東高月8番地

TEL: 0774-82-6168 / FAX: 0774-82-5055 (代表)

E-mail: sangyou@town.ide.lg.jp (課用)

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【井手町商工会】

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	560	560	560	560	560
委員会運営費	90	90	90	90	90
セミナー開催費	110	110	110	110	110
チラシ等作成費	10	10	10	10	10
専門家謝金(個別)	250	250	250	250	250
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、京都府補助金、井手町補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東京海上日動火災保険株式会社 京都支店
支店長 西尾 大樹
〒600-8570
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22
TEL 075-241-1367

株式会社京都あんしん保険
代表取締役 福井 尚起
〒610-0343
京都府京田辺市大住杉ノ森 10-6
TEL 0774-63-0351

連携して実施する事業の内容	
●小規模事業者に対する災害リスクの周知	・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・事業所に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）、事業継続力強化計画等の作成支援を行う。
●関係団体等との連携	・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。さらに商工会職員との勉強会、連絡会等の機会を設け、情報交換等を行う。 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
●商工会自身の事業継続計画の作成	

